

同報系防災無線システムの低廉化に向けた調査検討会 開催要綱(案)

第1条 目的

平成23年3月の東日本大震災を受けて、地方公共団体では住民への情報伝達の整備が喫緊の課題であり、その中で、同報系防災無線システムが注目されている。

当該システムは、伝達手段として、屋外拡声器を利用する方式に加えて、各家庭等に配備する戸別受信機を利用する方式があるが、全戸に整備する場合、調達する個数も多くなるため、個々のコスト削減が課題となっている。

こうした中、総務省において、移動通信技術を利用した低廉な同報系無線システムの検討を行っており、中国総合通信局においては、現行方式とは異なるデジタル方式（4値FSK等）の戸別受信機に特化して実地試験を通じて、整備コスト削減効果を明らかにすることを目的とする。

第2条 名称

本会の名称は、「同報系防災無線システムの低廉化に向けた調査検討会」（以下、「調査検討会」という。）とする。

第3条 主な調査検討項目

- (1) 戸別受信機の受信特性に関する検証
- (2) 戸別受信機の設置条件等の検討
- (3) 同報系防災無線システム普及促進策の検討
- (4) その他、目的達成に必要な事項

第4条 構成・運営

- (1) 調査検討会は中国総合通信局長の委嘱を受けた委員により構成する。
- (2) 調査検討会に座長及び座長代理を置く。
- (3) 座長は、調査検討会構成員の互選により定め、座長代理は座長が指名する。
- (4) 座長は、調査検討会を招集し、主宰する。
- (5) 座長代理は座長を補佐し、座長が不在のときは、座長に代わって調査検討会を招集し、主宰する。
- (6) 調査検討会は、必要に応じ、外部の関係者の出席を求め意見を聞くことができる。
- (7) 調査検討会に作業部会を設置することができる。
- (8) 調査検討会は原則公開とする。ただし、調査検討会の開催に際し、当事者又は第三者の権利・利益、公共の利益を害するおそれがある場合等、座長が必要と認める場合は、その全部又は一部を非公開とする。
- (9) その他、調査検討会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

第5条 報告

座長は、調査検討の結果を中国総合通信局長に報告する。

第6条 開催期間

調査検討会は、平成25年7月から平成26年3月までを目途に開催するものとする。

第7条 事務局

調査検討会の事務局は、総務省中国総合通信局無線通信部企画調整課及び外部請負者（中電技術コンサルタント株式会社）が行う。